

令和5年第3回奥州市議会定例会付議事件

(令和5年9月1日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 奥州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 議案第2号 奥州市立小中学校条例の一部改正について
- 議案第3号 奥州市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市立保育所条例の一部改正について
- 議案第5号 衣川高齢者コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第7号 瀬原交流館条例の廃止について
- 議案第8号 胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例の廃止について
- 議案第9号 字の区域を変更することに関し議決を求めることについて
- 議案第10号 市道東部開拓線上における自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて
- 議案第11号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて

- 議案第13号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 議案第14号 令和5年度奥州市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第15号 令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 令和5年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和4年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和4年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第23号 令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第24号 令和4年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第25号 令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第26号 令和4年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第27号 令和4年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第28号 令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第29号 令和4年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第30号 令和4年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第31号 令和4年度奥州市病院事業会計決算認定について

報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

報告第2号 令和4年度奥州市健全化判断比率及び令和4年度奥州市資金不足比率の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐藤 香代子
生年月日 （略）

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の川口恵利子氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 茂
生年月日 （略）

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の鈴木茂氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 高野 教導
生年月日 （略）

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の高野教導氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐々木 きみ子
生年月日 （略）

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の佐々木きみ子氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 南洞 やす子
生年月日 （略）

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の三浦祐子氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

奥州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

奥州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、本件条例を制定しようとするものである。

奥州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信技術 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (2) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）により市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則をいう。
- (3) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者の権限を行う市長、病院事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立して権限を行使することを認められた者
 - イ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (9) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないものとすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

奥州市立小中学校条例の一部改正について

奥州市立小中学校条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市学校再編計画に基づき、奥州市立黒石小学校を奥州市立姉体小学校に、奥州市立胆沢愛宕小学校を奥州市立若柳小学校にそれぞれ統合するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立小中学校条例の一部を改正する条例

奥州市立小中学校条例（平成18年奥州市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立黒石小学校の項及び奥州市立胆沢愛宕小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（奥州市立学校給食センター条例の一部改正）

- 2 奥州市立学校給食センター条例（平成18年奥州市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立真城学校給食センターの項中「奥州市立黒石小学校」を削り、同表奥州市立胆沢学校給食センターの項中「奥州市立胆沢愛宕小学校」を削る。

議案第 3 号

奥州市立幼稚園条例の一部改正について

奥州市立幼稚園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立教育・保育施設再編計画に基づき、奥州市立佐倉河幼稚園、奥州市立羽田幼稚園、奥州市立岩谷堂幼稚園、奥州市立南都田幼稚園及び奥州市立若柳幼稚園を廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例

奥州市立幼稚園条例（平成18年奥州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立佐倉河幼稚園の項から奥州市立岩谷堂幼稚園の項まで、奥州市立南都田幼稚園の項及び奥州市立若柳幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

奥州市立保育所条例の一部改正について

奥州市立保育所条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立教育・保育施設再編計画に基づき、奥州市立みなみ保育園及び奥州市立江刺南保育所を廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立保育所条例の一部を改正する条例

奥州市立保育所条例（平成18年奥州市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立みなみ保育園の項及び奥州市立江刺南保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

衣川高齢者コミュニティセンター条例の一部改正について

衣川高齢者コミュニティセンター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

衣川高齢者コミュニティセンターの使用料の額等を見直すことにより経営の安定化を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

衣川高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

衣川高齢者コミュニティセンター条例（平成18年奥州市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

区分		使用料	備考
入浴	大人	700円	中学生以上
	小人	350円	小学生
部屋	広間	6,000円	貸切使用の場合のみ徴収する。
	小部屋	3,000円	

別表備考2中「使用時間3時間以下」を「入浴」に、「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に改め、同表備考2第2号中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の衣川高齢者コミュニティセンター条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する大人回数券については、令和6年3月31日までの間、旧条例の定めるところにより使用することができる。

議案第 6 号

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正により、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容が変更されたことに伴い、これに準じて市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

瀬原交流館条例の廃止について

瀬原交流館条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

独居高齢者等に対し、宅老事業を実施することにより社会的孤立感の解消を図るとともに、高齢者と児童生徒との世代を越えた交流を図る場として設置した瀬原交流館は、近年宅老事業を実施しておらず、当該事業の再開の見込みもないことから、地域住民が運営する団体へ譲渡するため、本件条例を廃止しようとするものである。

瀬原交流館条例を廃止する条例

瀬原交流館条例（平成18年奥州市条例第163号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例の廃止について

胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

高齢者の健全で安らかな生活と福祉の増進を図るため設置された胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家は、民間事業者における介護サービスの提供体制の充実によりその機能が果たされていることから、福祉施設の再編計画に基づき、地域の社会福祉法人に譲渡するため、本件条例を廃止しようとするものである。

胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例を廃止する条例
胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例（平成18年奥州市条例第182号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（奥州市高齢者生活支援ハウス運営事業手数料条例の一部改正）
- 2 奥州市高齢者生活支援ハウス運営事業手数料条例（平成18年奥州市条例第183号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奥州市高齢者生活支援ハウス事業手数料条例

第1条中「生活支援ハウス運営事業」を「高齢者生活支援ハウス事業」に改め、「事業を利用する者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加える。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

別表中「第5条」を「第3条」に改める。

議案第 9 号

字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

別紙のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

経営体育成基盤整備事業荻ノ窪地区の施工に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、字の区域を変更しようとするものである。

字区域変更調書

- 1 奥州市胆沢南都田字林福野に編入する区域
奥州市胆沢南都田字国分361の1の一部、363の一部
- 2 奥州市胆沢南都田字滑志田に編入する区域
 - (1) 奥州市胆沢南都田字蓬平61の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
 - (2) 奥州市胆沢南都田字蓬平72の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに72の1の地先の水路である公有地の一部
- 3 奥州市胆沢南都田字蓬平に編入する区域
 - (1) 奥州市胆沢南都田字滑志田343の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
 - (2) 奥州市胆沢南都田字加賀谷地36の一部、42の一部、43の一部、44の一部、46の一部、49、50の一部、52の一部、53の一部、54の一部、55の一部、56の一部、58の一部、59の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
 - (3) 奥州市胆沢南都田字加賀谷地80の一部、82の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
 - (4) 奥州市胆沢南都田字化粧坂9の一部、11の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに3、7の地先の水路である公有地の一部
- 4 奥州市胆沢南都田字加賀谷地に編入する区域
 - (1) 奥州市胆沢南都田字蓬平1の1の一部及び1の1、1の3に隣接する道路である公有地の全部
 - (2) 奥州市胆沢南都田字蓬平120の1の一部、121、123、125の一部、126の1の一部、128の一部、129の一部、130の2の一部、190の1の一部、190の3、190の5の一部、190の6の一部、206の1、208、209の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに120の1の地先の道路である公有地の全部
 - (3) 奥州市胆沢南都田字蛸の手41の1、45の1、48の1、49の1に隣接する水路である公有地の一部
 - (4) 奥州市胆沢南都田字加賀谷地353に隣接する字蛸の手の道路である公有地の一部
- 5 奥州市胆沢南都田字蛸の手に編入する区域
 - (1) 奥州市胆沢南都田字加賀谷地393の2の一部、394の2の一部、395の2の一部、396の2の一部、401の一部、405の一部、409の一部、411の一部、412の一部、413の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
 - (2) 奥州市胆沢南都田字加賀谷地357、362、365、366の1、368の1に隣接する道路である公有地の一部

(3) 奥州市胆沢南都田字加賀谷地376の1、377の1、377の5、379の1、381の1、383の3、384の4、385の3、386の4、389の3、390の3に隣接する道路である公有地の一部

6 奥州市胆沢南都田字化粧坂に編入する土地

奥州市胆沢南都田字蓬平210の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

7 奥州市胆沢南都田字片子沢に編入する土地

(1) 奥州市胆沢南都田字濁川297の1の一部、297の3の一部、298の一部、299の一部及びこれらの区域に介在する水路の全部

(2) 奥州市胆沢南都田字濁川180の2の一部

8 奥州市胆沢小山字北蛸の手に編入する土地

(1) 奥州市胆沢南都田字蛸の手376の1、377の1、378の1、380の1、381の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

(2) 奥州市胆沢南都田字化粧坂340の1、343の2、345の1、347の1、350の1、350の4、351の1、353の1、353の3、353の4、356の2、356の4及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

(3) 奥州市胆沢南都田字化粧坂358の1、358の2の一部

(4) 奥州市胆沢南都田字化粧坂361の1、362の1、364の1

議案第10号

市道東部開拓線上における自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて

市道東部開拓線上における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

1,010,020円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額1,010,020円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和5年5月27日午前7時30分頃、相手方が奥州市江刺梁川字札押地内の市道東部開拓線を自動車で行中、道路側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部を損傷させたことによる。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市道東部開拓線上における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解をしようとするものである。

議案第11号

財産の譲渡に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡の目的

地域住民全体の活動の場として利用することにより、地域の活性化と地域活動の促進に資するため。

2 譲渡する財産

所在地	種類	構造	床面積
奥州市衣川瀬原9番地1	集会所	木造2階建	232.68㎡

3 譲渡の相手方

住所 岩手県奥州市衣川瀬原9番地1

氏名 瀬原交流館運営委員会

代表 千葉 功一

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地域の活性化と地域活動の促進に資するため、瀬原交流館を地域団体に無償譲渡しようとするものである。

議案第12号

財産の譲渡に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡の目的

民間事業者による安定し、及び充実した介護サービスの提供を継続するため。

2 譲渡する財産

(1) 建物

所在地	種類	構造	床面積
奥州市胆沢南都田字大持30番地	老人福祉施設	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 1 階建	5,076.76㎡
奥州市胆沢南都田字大持20番地 8	車庫	鉄骨造 1 階建	181.80㎡

(2) 物品 別紙のとおり

3 譲渡の相手方

住所 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地

氏名 社会福祉法人奥州いさわ会

理事長 藤田 春芳

4 附帯事項

(1) 本件財産が譲渡の目的に沿って活用されることを担保するため、これを譲渡する日から20年の期間において、事業廃止又は第三者への資産の転売を制限するものとする。

(2) 本件財産において、譲渡後も奥州市高齢者生活支援ハウスを存続するものとする。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

民間事業者による安定し、及び充実した介護サービスの提供を継続するため、胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家が無償譲渡しようとするものである。

別紙

物品名称	品番等	数量
シューズボックス	SX-N43TF1	1
シューズボックス	SX-N44TF1	1
シューズボックス	SX-46TF1N	1
じゅうたん	(ニューエルバーマット)CM-M61M	1
つい立	(間仕切り(スクリーン))KP-41	2
つい立	(間仕切り(スクリーン))EX60-150-4	2
つい立	(スクリーン)SN-C693CKN	1
テレビ	(カラーテレビ 20 型(台付))20C-GM3(TT-RM2)	3
テレビ	(カラーテレビ 32 型(台付))32C-PD5(TT32KI)	1
テレビ	(カラーテレビ 36 型(台付))36C-PD50(WT36T)	2
テレビ	(液晶テレビ)ソニー製 40 型 KDL-40EX500	1
ひじ掛いす	(1 人掛けチェア)HE-8CN157	10
ひじ掛いす	(1 人掛けチェア)HE-9HC456	41
ひじ掛いす	(1 人掛けチェア)HE-9HC457	8
ひじ掛いす	(1 人掛けチェア)KARI KXM OWF-3	8
ひじ掛いす	(2 人掛けチェア)00-246-270WF-3	1
ひじ掛いす	(3 人掛けチェア)00-246*OWF-3	1
ひじ掛いす	(3 人掛けチェア)HE-8CN357	6
ひじ掛いす	(カウンターチェア)CD-W250	10
ひじ掛いす	(デイルームイス)HE-2C956	30
ひじ掛いす	(デイルームイス)HE-2C957	9
ひじ掛いす	(パーソナルチェア)HE-1HCNR257M	2
ひじ掛いす	(食堂用イス)HE-9HC456	29
ひじ掛いす	(食堂用イス)MAIA-MI OKF-12	9
ビデオデッキ	(ビデオデッキ)VZ-43B	6
ビデオデッキ	(ビデオデッキ)VZ-H23	5
ブラインド	(横型ブラインド)AW-1(2200*2100)	3
ブラインド	(横型ブラインド)AW-1(2200*2200)	2
ブラインド	(横型ブラインド)AW-5(2800*2070)	1
ブラインド	(横型ブラインド)AW-5(3700*2070)	1
ブラインド	(横型ブラインド)AW-7	1
ベッド	(2 点クランクベッド、マットレス)KA-4534	5
ベッド	(3 点電動ベッド、マットレス、サイドレール)KA-2080A	40
ベッド	(3 点電動マット、マットレス、サイドレール、サイドテーブル)KA-2080A	20

物品名称	品番等	数量
ベンチ	CN-30B	1
ベンチ	HE-DL4	3
ベンチ	PF-MC50	4
マガジンラック	0A-21002	4
ロッカー	(LK ロッカー)LK-1F1	1
ロッカー	(LK ロッカー)LK-4F1	21
ロッカー	(LK ロッカー)LK-4F1	2
応接用いす	CE-853	1
応接用いす	CE-855	2
応接用テーブル	HE-8TN1266Y	1
会議用机	MT-TK168	3
会議用机	(会議用テーブル天板フラップ)KT-PS711	11
会議用机	(会議用テーブル天板フラップ)KT-PS711	4
会議用机	(会議用テーブル天板フラップ)KT-S65	2
回転いす	(椅子(医師用))CR-G631	1
回転いす	(椅子(医師用))CR-G631	1
回転いす	(椅子(看護婦用))CR-G500	1
回転いす	(事務用イス)CR-G253F5HP05	1
回転いす	(事務用イス)CR-G500F4K405	24
回転いす	(事務用イス)CR-G501F4K405	2
回転いす	(事務用回転イス 20 シリーズ)CR-FGM120	16
脚立	SP-74	4
脚立	SP-HG2	2
金庫	(金庫ホームセーフ)HS-20	1
屑入れ	レ-R51	4
行事予定板	(スライドボード A 型)BB-A23TN	1
黒板	BB-R636W1W1	1
黒板	BB-H634MW1	1
黒板	BB-H634MW1	1
座机	(座卓)KT-N47R	1
座机	(座卓)KT-N49R	3
傘立	US-G20N	2
傘立	US-15JNN	4
傘立	US-30JNN	1
照明器具	HD8023TEPH、HD8142TEP	10
新聞掛	PH-ZR120	3

物品名称	品番等	数量
炊飯器	ERC-27F	1
扇風機	EF-30CHX	3
洗濯機	(衣類乾燥機(専用ユニット台))CD-S451(W)、KA-SOS-FX3(S)	1
洗濯機	(全自動洗濯乾燥機)NW-D8AX	3
洗濯機	(全自動洗濯機) 日立製 8kg BW-8LV	1
洗濯機	(二層式洗濯機 4.5kg)PA-T45K5	1
掃除機	CV-G2	7
体操・トレーニング用具	(プーリー)SPR-411A	1
電気こたつ	(家具調こたつ)KTR-72M	9
電気こたつ	(家具調こたつセット)TF-W127T	3
電話機	(P てれほん S)00166850	1
電話台	(電話台丸パイプ脚)TT-230P15N	1
電話台	(電話台丸パイプ脚)TT-230F1N	1
物品棚	(A4 サイズ対応保管庫(上、下))S-625F1	1
物品棚	(ビジネスウォール A<センター収納>)BWN-N3FIN	5
物品棚	(ビジネスウォール A<壁面収納>)BWA-S24005KF1N	1
物品棚	(ビジネスウォール A<壁面収納>)BWA-S2400KF1N	6
物品棚	(ビジネスウォール A<壁面収納>)BWA-SK2400KF1N	8
物品棚	(軽量ラック)MI-6425	1
物品棚	(軽量ラック)MI-6425C	1
物品棚	(軽量ラック)MI-6525	3
物品棚	(軽量ラック)MI-6525C	2
物品棚	(軽量ラック)MI-6625	2
物品棚	(軽量ラック)MI-6625C	2
物品棚	(棚)MI-6355	2
片そで机	(BS 型デスク E タイプ 片袖机)SD-BS127L	17
本棚(書架)	(ガラス書棚(上、下))BWS-STHUG58F1	1
本棚(書架)	(本棚)HE-DSH2	4
流し台	(一層シンク)製作	1
流し台	(三層シンク)製作	1
流し台	(受槽)製作	1
流し台	(水切台)製作	3
流し台	(水切付一層シンク)製作	1
流し台	(二層シンク)BS2-157N	1
両そで机	(BS 型デスク E タイプ 両袖机)SD-BS147D	4

物品名称	品番等	数量
冷蔵庫	(検食用冷蔵庫)EXD-22FM5	1
冷蔵庫	(検食用冷蔵庫)SCR-T117A	1
冷蔵庫	(冷凍冷蔵庫)R-8MT	7
冷蔵庫	(冷凍冷蔵庫)R-S38NPAM	8
冷蔵庫	(冷凍冷蔵庫)SR-141B	3
冷蔵庫	(冷凍冷蔵庫)SR-26A	2
冷蔵庫	(冷凍冷蔵庫)ハイアール JR-N85C(85L2 ドア)	1
BS 型デスク E タイプスタンダードテーブル	SD-BS127L	1
BS 型デスク E タイプスタンダードテーブル	SD-BS147L	4
MX 型デスクシステムワゴン	SD-MXN36C	4
イス専用キャリアー	HE-CP1	1
オールマイティカート	ASC12T-M760S	4
おむつ交換車	KJ-5873	7
おむつ交換台	14516	1
ガートルスタンド	KI-2592	2
カラオケセット	SLE-PK500	2
カルテワゴン	KH-0902	1
クリーンテーブル	製作	1
スチームアイロン(台付)	A-LT51(A-TA30)	2
センターテーブル	MG-7TT34	1
ソイルドテーブル	製作	1
タイムレコーダー	(専用スタンド 20 枚×2)J-MJR-105	1
チェアインバス	HK-850WR、RA-850	1
テーブル	47-110-02	2
テーブル	HE-7TS410Y	16
テーブル	HE-8TN1266Y	10
テーブル	HE-8TN606Y	5
テーブル	HE-8TN806Y	8
テーブル	T-2420	1
デッキ輪投げ	SPR-586	2
カーテン	(ドレープカーテン)2000*2400	1
カーテン	(ドレープカーテン)2500*2400	1
カーテン	(ドレープカーテン)5500*3000	2

物品名称	品番等	数量
カーテン	(ドレープカーテン)5800*3000	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-10(2900*2570)	2
カーテン	(ドレープカーテン)AD-11(3100*2570)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-11(3800*2070)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-12(2200*2070)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-12(2300*2570)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-13(1900*2670)	4
カーテン	(ドレープカーテン)AD-14(1780-2570)	4
カーテン	(ドレープカーテン)AD-14(1930*2570)	4
カーテン	(ドレープカーテン)AD-15(2000*2570)	4
カーテン	(ドレープカーテン)AD-16(1800*2570)	8
カーテン	(ドレープカーテン)AD-17(8500*2600)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-18(2500*2700)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-18(5000*2200)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-19(10000*2570)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AD-21(2700*2100)	9
カーテン	(ドレープカーテン)AW-12(4000*2070)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-13(3000*2070)	2
カーテン	(ドレープカーテン)AW-14(5500*2570)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-15(1300*2070)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-2(4300*2070)	8
カーテン	(ドレープカーテン)AW-20(2550*2570)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-3(3000*2070)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-4(5100*2670)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-9(000*2070)	1
カーテン	(ドレープカーテン)AW-9(3000*2070)	1
カーテン	(ネットカーテン)3000*2200	3
カーテン	(ネットカーテン)5000*2200	16
カーテン	(レースカーテン)AD-17(8500*2600)	1
カーテン	(レースカーテン)AD-18(5000*2200)	1
カーテン	(レースカーテン)AD-19(10000*2570)	1
カーテン	(レースカーテン)AW-10(6500*2070)	1
カーテン	(レースカーテン)AW-11(4700*2070)	1
カーテン	(レースカーテン)AW-12(4000*2070)	1
カーテン	(レースカーテン)AW-14(5500*2570)	1
カーテン	(レースカーテン)AW-2(4300*2070)	8

物品名称	品番等	数量
カーテン	(レースカーテン)AW-4(5100*2670)	1
カーテン	(レースカーテン)AW-8(9600*1600)	1
ナーステーブル	HP-NTD189Y	2
ネブライザーセット	15071-12830	1
バブルバス	BB-200S	1
ビジネスキッチンスチールタイプ	BK-20F1	1
ビジネスキッチンスチールタイプ	BK-30F1	2
プタントボックス	PX-Y60	5
プラクティバス	HE-63	2
プランター	PX-Y60YN	2
モップハンガー	2-549-5351	9
ヤンマー除雪機	Je-100	1
ランドリーカート	KJ-8983、8984	1
ランドリーバック	KI-8999、9001	1
ランドリーワゴン	KK-8976、8977	2
レール	レール	3
レール	AD-17	1
レール	AD-18	1
レール	AD-19	1
レール	AW-14	1
レール	AW-4	1
ロープ輪投げ	SPR-585	2
ロールスクリーン	1000*2400	1
ロールスクリーン	1200*1920	8
ロールスクリーン	1500*2400	10
ロールスクリーン	1700*1920	4
ロールスクリーン	1800*2400	10
ロールスクリーン	AW-1(2000*1760)	10
ロボクープ	R-3B	1
ロングランデスク平机タイプ	HD-FM2771NN	1
ワゴン	LT-W90YP32	3
演台	WA-15R	1
汚物入れ	KI-9035 小	1
回診車	KJ-5746	1

物品名称	品番等	数量
簡易ステージ	(畳タイプ)HE-KFT2H	2
簡易ステージ	(木床タイプ)ステージ用スカート KF-224、KFM-2	4
丸テーブル	RT-A175K	1
器械戸棚	KJ-6070	1
器械台	KJ-5801	2
吸引機	(エアフィルター付)KK-3149、KJ-3151	1
吸入器	31030-30201	1
救急蘇生ケース	KJ-5490	1
訓練用マット	AMF-310	4
訓練用鏡	SPR-5150	2
戸棚	製作	2
酸素吸入器	KJ-54535	1
車椅子	フォーマットバリオモデル 2. 940	1
車椅子	(低床型)SPR-3911	6
車椅子	(車椅子リクライニング型)SPR-3940	4
車椅子	(車椅子普及型)SPR-3900	5
車椅子	(車椅子片手操作型)SPR-3970	3
手押車	YK-11	2
手指消毒器	専用架台 TEK-103A、TEK-P53	8
手指消毒器	TEK-MIA	3
手洗台ステンレス	KI-6120	1
小物棚	XYZ-SCSU414A	2
昇降式平行棒	SP-335	2
上棚	製作	1
畳縁台、幕板(小)	HE-KFT2H	4
畳座	PCLB-0201H	2
畳座	PCLB-0202N	4
食堂用テーブル	HE-7TS189	2
食堂用テーブル	47-110-04	7
診察台	カバー 3 個、枕 3 個 HP-D20N、HP-DC20N、HP-DC3N	1
診察台	KI-1746	1
身長計	11253	1
水まわり車椅子	EWC-600A	2
清拭車	スチームキャビ KJ-8495	3
清拭車	KJ-8487	1

物品名称	品番等	数量
折りたたみイス用台車	CP-70	1
台下戸棚	BH-126N	1
台下戸棚	BH-156N	1
台下戸棚	BH-157N	2
台下戸棚	製作	2
大工用具	C-1307	1
棚	HFH-MXR91S22	8
地上デジタル放送用チューナー	ダイナコネクティブ DY-STB260	1
電気マッサージ器	RB-600	1
電子レンジ	EMO-CH5	1
電磁調理器	MIR-5L	2
配膳車	MHNS-30	3
板金用工具	D2551K-70	1
便尿器スタンド	KI-6829	1
歩行補助器)KA-380	KA-380	2
歩行補助車	大 SPR-373	2
歩行補助車	中 SPR-374	2
薬品戸棚	KI-1247	1
理美容イス、理美容ワゴン	BB-273、TBA-2002	1

議案第13号

財産の貸付けに関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 貸付けの目的

民間事業者による安定し、及び充実した介護サービスの提供を継続するため。

2 貸し付ける財産

所在	地番	地目	数量	備考
奥州市胆沢南都田字大持	30番	宅地	8,034.10㎡	登記地積
奥州市胆沢南都田字大持	20番8	宅地	386.09㎡	登記地積

3 貸付けの相手方

住所 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地

氏名 社会福祉法人奥州いさわ会

理事長 藤田 春芳

4 貸付期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日まで

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

民間事業者による安定し、及び充実した介護サービスの提供を継続するため、胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家関連施設の用に供していた財産を無償貸付けしようとするものである。

議案第14号

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第15号

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第16号

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第17号

令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和5年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）

令和5年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和4年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和4年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和4年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和4年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第29号

令和4年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度奥州市水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第30号

令和4年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度奥州市下水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第31号

令和4年度奥州市病院事業会計決算認定について

令和4年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第 6 号

専 決 処 分 書

胆沢野球場の隣接地における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

50,600円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額50,600円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和5年5月5日頃、胆沢野球場で野球を行っていた団体によるファウルボールがバックネットを越え、相手方自宅に駐車している車両を損傷させたことによる。

令和5年8月23日

奥州市長 倉 成 淳

報告第 2 号

令和 4 年度奥州市健全化判断比率及び令和 4 年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 4 年度奥州市健全化判断比率及び令和 4 年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 令和 4 年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	16. 7	41. 1
早期健全化基準	11. 64	16. 64	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

2 令和 4 年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20. 0
奥州市下水道事業会計	—	20. 0
奥州市病院事業会計	—	20. 0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	20. 0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	20. 0

令和 5 年 9 月 1 日提出

奥州市長 倉 成 淳